

◎新潟県告示第1222号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 朴坂休猟区

(1) 区域

岩船郡関川村大島地内の高田橋東詰を起点とし、ここから国道290号線を南に進み、国道113号線との交点に至る。ここから国道113号線を西に進み、途中切手橋を渡り、村上市と岩船郡関川村との境界に至る。ここから同境界線をおおむね北に進み、朴坂山（438.2メートル）を経て国道290号線との交点桃川峠に至る。ここから同国道を南に進み宮前、上野新、高田の各集落を通過し起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

984ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

2 前谷休猟区

(1) 区域

三条市荻堀地内の市道荻堀旧国道線と県道森町鹿峠線との交点を起点とし、ここから五十嵐橋を経て、同県道を北東に進み、鹿峠地内で市道鹿峠旧国道線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、飯田地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を東に進み、新外谷橋、新堰大橋、吹谷橋、岩谷橋を経て、上谷地地内で主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、新屋地内で市道新屋鹿熊線との交点に至る。ここから同市道を約900メートル南東に進み、市道森町中浦線との交点に至る。ここから同市道を南西に約1,200メートル進み、森町地内で主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、鶴亀橋を経て、荒沢地内で国道289号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み、荻堀地内で国道290号線との交点に至り、さらに北西に進み、市道荻堀旧国道線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,709ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

3 見附南部休猟区

(1) 区域

見附市名木野地内の福昌寺を起点とし、ここから主要地方道長岡見附三条線を南東に進み、市道名木野2号線の交点に至る。ここから同市道を南東に進み名木野湯に至り、さらに谷沢を南東に進み大堤に至る。ここから谷沢を南に進み見附市と長岡市の境界線に至る。ここから県道栃尾田井線を横断し、同境界線を南西に約1,400メートル進み、ここから約1,600メートル北東に進む。ここから同境界線を南に約1,500メートル進み、ここから西に約2,500メートル進み、さらに北西に進み桜峠を経て主要地方道長岡見附三条線に至る。ここから同主要地方道を北に進み県道栃尾田井線に至る。ここから同県道を西に進み市道今町田井線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道熱田鳥屋脇線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道熱田1号線に至る。ここから同市道を北に進み市道緑町12号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道名木野熱田線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道名木野明晶線との交点に至る。ここから同市道を東に進み主要地方道長岡見附三条線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

932ヘクタール（内水面6ヘクタール）

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

4 上檜出休猟区

(1) 区域

長岡市巻渕二丁目地内の国道290号線と市道栃尾環状線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、主要地方道見附栃尾線との交点に至る。ここから同主要地方道を北西に進み、楡原地内で県道杉沢上檜出線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、山屋地内で市道栃尾下塩下檜出山屋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、下檜出地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を北東に進み、上塩地内で県道遅場見附線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、県道上塩栃尾線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、入塩川地内の県道入塩川上檜出線との交点を通過し、平地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,584ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

5 寺泊休猟区

(1) 区域

長岡市寺泊竹森地内の主要地方道長岡寺泊線と県道夏戸寺泊停車場線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、県道寺泊与板線に至る。ここから同県道を南に進み、主要地方道長岡和島線に至る。ここから同主要地方道を南に進み、島崎橋を渡り、県道寺泊西山線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、両高地内で国道116号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、県道久田小島谷線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、国道402号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み避溢橋を通過し、寺泊松沢地内で主要地方道長岡寺泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,428ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

6 吉田休猟区

(1) 区域

十日町市浅河原地内の主要地方道小千谷十日町津南線浅河原橋を起点として、ここから同主要地方道を南に進み、十日町市新屋敷地内で林道新屋敷線との交点に至る。ここから同林道を西に進み、林道中魚沼丘陵南線との交点に至る。ここから同林道を北に進み、十日町市中平地内で市道中平1号線を経て県道真田高島線との交点に至る。ここから同県道を北に進み十日町市名ヶ山地内で県道五十平真田線との交点に至る。ここから同県道を北に進み林道中魚沼丘陵線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み主要地方道十日町川西線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み十日町市浅河原地内で主要地方道小千谷十日町津南線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,666ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

7 小木北部休猟区

(1) 区域

佐渡市小木野浦地内の国道350号線と県道沢崎木野浦線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、市道沢崎線に至る。ここから同市道を西に進み、県道佐渡一周線に至る。ここから同県道を南に進み、沢崎橋の北西端に至る。ここから日本海汀線を南に進み、江積、田野浦、木流、井坪、小木堂釜の各地区を経て市道中素浜線の延長線との交点に至る。ここから同延長線を南東に進み、同市道との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,300ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで